

# 西中PTA規約



横浜市立日吉台西中学校 PTA

## 保存版

毎年発行されるものではありません。

次回の発行まで保管してください。

令和5年12月発行

# 日吉台西中学校PTA規約

## 〈名 称〉

第1条 本会は日吉台西中学校PTAと称し、事務所を横浜市立日吉台西中学校（横浜市港北区日吉本町5-44-1）に置く。

## 〈目 的〉

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、生徒の幸福な成長に資することを目的とする。その目的を遂げるために、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域社会との連携を促進して、生徒の教育環境並びに生活環境の向上に努める。
- (2) 学校の教育活動に協力する。
- (3) 民主的教育に対する理解を深めるために、成人教育並びに社会教育を盛んにし、会員相互の教養を高めるとともに親和を図る。

## 〈方 針〉

第3条 本会の方針を次の各号に定める。

- (1) 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けず、また、いかなる営利的・宗教的・政党的な事業にも関係しない。
- (2) 本会は、学校の教育的活動を助けるために、意見を述べ、参考資料を提供する。ただし、学校の管理・人事には干渉しない。

## 〈会 員〉

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務とを持つ。

## 〈組 織〉

第5条 本会は、総会の決議によって運営し、役員会・実行委員会・常任委員会・特別委員会によって構成され、活動する。

## 〈会費及び会計〉

第6条 本会の経費は、会費とその他の収入及び寄付金をもって充てる。

第7条 会費は1世帯につき月額350円とする。なお、納入することができない会員については、会費の一部または全額を免除することができる。

第8条 本会の経理は総会で決議された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第9条 会費の額の変更を要する場合及び資金獲得の方法を決定する場合は、総会の決議を要する。

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 〈役 員〉

第11条 本会の役員は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長1名を保護者から選出する。
- (2) 副会長2名を保護者から選出する。
- (3) 会計は3名とし、保護者2名と教職員1名（副校長）とする。
- (4) 書記は3名とし、保護者2名と教職員1名（教務主任）とする。

第12条 役員の任期は次の各号のとおりとする。

- (1) 役員の任期は1年（4月1日から翌年の3月31日まで）とし、再任を妨げない。ただし、最長3年間とする。
- (2) 役員に欠員を生じた場合は、実行委員よりこれを補充し、任期は残任期間とする。ただし、1月以降は空席とする。

第13条 役員の任務は次の各号のとおりとする。なお、役員は兼任を認めない。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び実行委員会等の集会を招集し、運営一切の責任を持つ。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には代理を務める。
- (3) 会計は、本会の収支を正確に記録し、会計監査を経た上、総会において決算報告をする。

- (4) 書記は、総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。  
2 役員は兼任を認めない。

#### 〈 会計監査 〉

- 第14条 本会の経理を監査するために2名の会計監査を置く。  
2 会計監査は、年2回の会計監査を行い、その結果を総会に報告する。  
3 会計監査の任期は第12条第1項の規定を準用する。

#### 〈 役員・会計監査の選出と指名委員会 〉

- 第15条 役員及び会計監査の選出は次の各号のとおりとする。  
(1) 第21条1項3号に基づき候補者指名委員会を作り、会員の中から候補者を指名する。指名委員会については別途細則に定める。  
(2) 保護者の候補者は次年度本校に在籍する生徒の保護者に該当するものとする。  
(3) 役員及び会計監査の承認は、総会でされる。

#### 〈 総会 〉

- 第16条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。  
第17条 総会は、PTA会長、若しくは実行委員会が招集する。  
2 総会は、PTA会長が招集し、次の各号の審議及び承認を行う。  
(1) 総会において、前年度決算の報告、年間事業計画案、及び予算案の審議と承認を行う。  
(2) 総会において、年間事業報告、役員及び会計監査の承認を行う。  
3 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上から総会招集の要求が出された場合は、PTA会長は臨時総会を招集することができる。なお、PTA会長が臨時総会を招集しない場合は、実行委員会が臨時総会を招集することができる。  
第18条 総会の定足数は全会員の3分の1以上とする。ただし、委任状を含む。  
2 総会の決議は、原則として出席者の過半数の同意を必要とする。  
第19条 総会の議長は保護者から1名・教職員の中から1名をその都度選出する。

#### 〈 役員会 〉

- 第20条 役員会は、第11条に定める役員及び校長によって構成され、本会の円滑な運営のために必要な事項を検討し、調整する。

#### 〈 実行委員会 〉

- 第21条 実行委員会は、役員会及び第23条に定める委員会の委員長・副委員長によって構成され、任務は次の各号のとおりとする。  
(1) 役員会及び各委員会によって立案された事業計画並びに必要な経費の審議。  
(2) 総会に提出する議案並びに報告書の作成。  
(3) 第27条に定める特別委員会の設置に係る審議。  
(4) 総会若しくは委員会により委任された事業、並びにその他各委員会以外の事業の処理。  
2 役員に欠員を生じた場合は、実行委員会の承認にてこれを補充し、全会員に通知する。  
3 規約の改正が必要な場合は、改正案を作成し、次期総会に報告する。  
4 本条1項に定める実行委員会の任務を実施するため、またはPTA活動の実施にあたり、本規約に基づく細則の制定が必要な場合は、細則を制定することができる。細則の改正が必要な場合は、改正することができる。  
(1) 細則の制定及び改正については、制定若しくは改正を行った直後の総会において、報告を行う。  
(2) 規約、細則のほかに、役員、実行委員会、第23条に定める委員会及び本規約に基づくPTAの活動に必要な内規を制定することができる。  
第22条 実行委員会は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。また、その決議は総会の決議の項に準ずる。

#### 〈 常任委員会 〉

- 第23条 本会の活動に必要な事項について調査・研究・立案・実施するために、次の各号の常任委員会を置く。

- (1) 学年委員会を各学年に置く。  
(2) 校外委員会

- 第24条 委員の選出及び構成は次の各号のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、各学年から8名選出し、各学年に構成する。  
(2) 校外委員会は、各学年から3名ずつ選出し、全学年9名で構成する。
- 第25条 各委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。委員長に欠員を生じた場合は、副委員長がこれに当たる。
- 第26条 各委員会の任務は次の各号のとおりとする。
- (1) 学年委員会は、学級相互の連絡を密にし、学年共通の諸問題に対処し、その解決を図るため、次の活動を行う。
- (イ) P T Aの広報活動を担当する。  
(ロ) 会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る。  
(ハ) 会員及び生徒の健康増進を支援する。
- (2) 校外委員会は、各地区共通の諸問題に対処し、特に校外指導、交通事故防止対策に努力し、地区の生徒育成のために協力する。なお、地区の編成については、実行委員会において定める。

#### 〈 特別委員会 〉

第27条 本会の目的達成のため、第21条第1項第3号の規定により特別委員会を置くことができる。

#### 〈 部活動賛助会 〉

第28条 本会の目的達成のため、「部活動賛助会」を置くことができる。

2 部活動賛助会は、部活動賛助金の管理を行う。

3 賛助会の活動については、別に「部活動賛助会規約」に定める。

#### 〈 個人情報保護 〉

第29条 本会がP T A活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

#### 〈 規約改正 〉

第30条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は事前にその内容を全会員に通知しておかなければならない。

#### 付 則

- 1 本規約は、昭和52年6月24日の日吉台西中学校P T A設立の日と同時に制定し、同年9月17日より実施する。
- 2 本規約は、昭和53年3月18日一部改正、実施する。
- 3 本規約は、昭和59年5月19日一部改正、実施する。
- 4 本規約は、平成9年3月1日一部改正、実施する。
- 5 本規約は、平成10年3月7日一部改正、実施する。
- 6 本規約は、平成12年3月4日一部改正、実施する。
- 7 本規約は、平成16年3月3日一部改正、実施する。
- 8 本規約は、平成18年3月3日一部改正、実施する。
- 9 本規約は、平成19年3月2日一部改正、実施する。
- 10 本規約は、平成20年3月3日一部改正、実施する。
- 11 本規約は、平成21年3月3日一部改正、実施する。
- 12 本規約は、平成25年3月1日一部改正、実施する。
- 13 本規約は、平成27年2月27日一部改正、実施する。
- 14 本規約は、平成29年5月25日一部改正、実施する。
- 15 本規約は、平成30年3月1日一部改正、実施する。
- 16 本規約は、平成31年3月1日一部改正、実施する。
- 17 本規約は、令和2年2月28日一部改正、実施する。
- 18 本規約は、令和5年12月22日一部改正、実施する。

# 指名委員会細則

第1条 規約第15条に規定する役員及び会計監査候補者指名委員会の委員の選出及び構成は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各学年から2名を選出する。
- (2) 実行委員会から互選により正副委員長2名を選出する。
- (3) 教職員から互選により2名を選出する。

2 指名委員会は、役員及び会計監査候補者指名委員会の委員の氏名を、全会員に通知する。

第2条 指名委員会は、会員の中から推薦された候補者を検討し、指名する。

第3条 指名委員は、役員及び会計監査の候補者になることができない。

第4条 指名委員は、委員会で討議された内容をむやみに口外してはならない。

第5条 指名委員会は、指名された候補者の役職及び氏名を、総会前に全会員に通知する。

第6条 候補者の氏名は、被指名者の就任の同意を得なければ発表できない。

第7条 指名委員会は、総会で候補者の承認後解散する。

## 付 則

- 1 本細則は、平成20年3月3日制定、同年4月1日より実施する。
- 2 本細則は、平成31年3月 1日一部改正、実施する。
- 3 本細則は、令和 2年2月28日一部改正、実施する。
- 4 本規約は、令和 5年12月22日一部改正、実施する。

# 部活動賛助会規約

## 〈名 称〉

第1条 本規約は、P T A規約第28条に基づく部活動賛助会（以下、「賛助会」という。）について定めるものとする。

## 〈目 的〉

第2条 賛助会は、賛助金の管理を行うものとする。

## 〈活 動〉

第3条 賛助会は、賛助金の管理に関する事務、その他本会の目的を達成するために、次の各号の活動を行う。

- (1) 本規約第4条に定める会員から、必要に応じ寄付を募り、賛助金の準備をする。
- (2) 前号の賛助金は本規約第7条に基づき支出する。
- (3) その他第2条の目的を達成するために必要な活動。

## 〈会 員〉

第4条 賛助会の会員は、日吉台西中学校のP T A会員で構成する。

## 〈組 織〉

第5条 賛助会に次の運営委員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 書記3名
- (4) 会計3名
- (5) 会計監査2名

2 前項に定める運営委員は、P T A役員が兼務することとし、役職はP T Aにおける役職に準ずる。

## 〈会 議〉

第6条 賛助会の活動に必要な会議は、会長が招集する。

## 〈賛助金の支出〉

第7条 賛助金は、各部からの申請に基づき、前条に定める会議において支出を決定する。

2 賛助金の支出の対象は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 関東大会若しくはそれに準ずる地域規模の大会への出場にかかる費用。
- (2) 通常の活動に使用する物品等の購入、整備にかかる費用。

## 〈会計年度〉

第8条 賛助会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 賛助会の会計の決算は、前項に定める会計年度ごとに行い、決算において残高が生じる場合は、翌会計年度の賛助金会計に繰り入れることとする。

## 〈支出の報告〉

第9条 第7条に基づき決定した支出については、P T A役員会が全会員に報告することとする。

2 第8条に定める会計年度ごとの決算については、会計監査による承認を経て、P T A総会において全会員に報告することとする。

## 〈賛助金大会準備金〉

第10条 賛助会は、学校から「日吉台西中学校部活動賛助金大会等使用」を承継する。

2 前項により承継した資金は、「賛助金大会準備金」（以下、「準備金」という。）として、第3条第1項の定めにより準備した賛助金とは区分する。

3 準備金の管理は、賛助会が行う。

4 準備金の支出は、あらかじめ学校長と協議を行い、第6条に定める会議において決定する。

5 準備金の会計年度及び支出の報告は、第8条及び第9条の定めによる。

## 〈その他〉

第11条 その他、この規定によりがたい事項については、あらかじめ学校長と協議のうえ、第6条に定める会議において決定する。

付則

- 1 本規約は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 本規約は、平成27年2月27日一部改正、実施する。
- 3 本規約は、平成31年3月 1日一部改正、実施する。
- 4 本規約は、令和 5年12月22日一部改正、実施する。

# PTA会員等へのお見舞いに関する細則

- 第1条 PTA会員等の慶事、弔意等については、この細則の定めによりPTA会費から支出することとする。
- 2 慶事の祝金の対象及び金額は次のとおりとする。  
対象 教職員の結婚  
金額 5,000円
- 3 弔意の対象及び金額は次のとおりとする。  
(1) PTA会員、生徒及び教職員の家族（配偶者及び子ども）の死去  
金額 10,000円  
(2) 教職員の父母の死去  
金額 5,000円
- 4 見舞金の金額は5,000円とし、対象は次のとおりとする。  
(1) 生徒若しくは教職員が1か月以上病床にあるとき。  
(2) 生徒が教育活動中に災害等を受け、1週間以上の入院治療を必要とするとき。  
(3) PTA会員がPTA活動若しくは本校の教育活動を行っているときに災害等を受け、1週間以上の入院治療を必要とするとき。  
(4) 自然災害を除き、災害等によりPTA会員の住居が被害を受けたとき。
- 5 教職員の転退任に際しては、花束を贈呈する。
- 6 この細則に該当しない特別な事項が生じた場合は、役員会で協議する。緊急の場合は、会長決議とするが、役員会での事後承認を必要とする。

※弔慰金は、PTA会費より支出するので、学級等で特別な配慮はしなくてもよい。

## 付則

- 1 本内規は、平成11年4月1日より実施する。
- 2 本細則は、平成31年3月1日一部改正、実施する。



# 日吉台西中学校PTA個人情報取扱規則

## 〈 目 的 〉

第1条 日吉台西中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて、PTA規約第29条に基づき定めるものとする。

## 〈 責 務 〉

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 〈 管理者 〉

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長及び副会長とする。

## 〈 取扱者 〉

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA規約第11条に定める役員及び第15条第1号に定める「役員及び会計監査候補者指名委員会細則」により選出された委員とする。

## 〈 秘密保持義務 〉

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 〈 収集方法 〉

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報は原則として収集しないこととし、第11条1号から4号の場合により収集する必要があるときは、あらかじめ本人の同意を得る。

## 〈 利 用 〉

第7条 取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理
- (2) その他の文書の送付
- (3) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (4) PTA規約第15条による役員・会計監査の選出と指名委員会の活動、及び第23条による常任委員会の委員の選出

## 〈 利用目的による制限 〉

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## 〈 管 理 〉

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 〈 保管及び持ち出し等 〉

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

## 〈 第三者提供の制限 〉

第11条 個人情報は次の各号にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 〈 第三者提供に係る記録の作成等 〉

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (イ) 第三者の氏名
- (ロ) 提供する対象者の氏名
- (ハ) 提供する情報の項目
- (ニ) 対象者の同意を得ていることが確認できる書面等

〈 第三者提供を受ける際の確認等 〉

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報  
情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (イ) 第三者の氏名
- (ロ) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (ハ) 提供を受ける対象者の氏名
- (ニ) 提供を受ける情報の項目
- (ホ) 対象者の同意を得ていることが確認できる書面等。（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

〈 情報開示等 〉

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

〈 漏えい時等の対応 〉

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者及び学校に報告する。

〈 研 修 〉

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

〈 苦情の処理 〉

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

〈 改 正 〉

第18条 本会の「日吉台西中学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

2 改正手続きは、PTA規約第30条を準用する。

3 個人情報保護法、その他個人情報保護に関する法令等の主旨に反する改正は無効とする。

付則

- 1 本規則は、平成30年3月1日より施行する。
- 2 本規則は、令和2年2月28日より一部改正、実施する。